仕様書

１．総則

（１）件名

「運動指導者派遣」業務委託

（２）目的

既存団体である単位老人クラブや、「地区福祉会による高齢者ふれあいいきいきサロン」等、地域の高齢者が集う場に運動指導者を派遣し、健康習慣を身につけ健康寿命の延伸に繋げていくことを目的とする。

（３）適用範囲

　本仕様書は、「運動指導者派遣」業務委託に適用する。

（４）受託者の義務

　①受託者は、本業務を遂行するにあたって、市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を総括責任者及び担当者に定め、事前に書面により通知するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。

②受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や契約書、本仕様書を遵守するとともに、市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

（５）秘密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に洩らしてはならない。

（６）疑義

受託者は、本業務を遂行する上で疑義が生じた場合には、その都度速やかに市と協議の上、その指示に従うこと。

2. 業務内容

（事業実施方法）

運動機能向上に関する専門家を配置し、参加者のニーズ及び身体状況に応じ、健康寿命の延長を念頭に運動器の機能向上等のための講話や体操指導を行う。

（対象団体）

65歳以上の地域住民（65歳以上のかた10人以上のグループ）で集まる団体

（実施場所・日程）

地域住民が運動のできる地区集会所などを実施場所として確保し、団体が調整する日程とする。

（事業運営方法）

（１）事業時間は１回あたり概ね１時間半程度とする。また、その他事業運営に係る事項（準備、事業終了後の片づけ等）については地域住民が主体となって実施するが、血圧測定などの健康管理は受託者が中心となって地域住民の協力を得ながら実施する。

（２）事業の運営上のリスク管理については、別添「箕面市運動器の機能向上事業マニュアル」に準ずることとする。

（３）受託事業者が事業の実施に必要な物品を準備する。

（プログラム内容）

（１）市から、期間限定で（約１年間）毎月１回　健康運動指導士や健康運動実践指導者など運動の専門家を派遣し運動が習慣化されるよう促すとともに、年数回は高齢福祉課リハビリ職を派遣して、ゆっくりんぐ体操のＣＤなどを活用したサロンの運営が可能になるように、事業スタッフが主体となった事業運営をサポートする。

（２）運動以外、随時高齢福祉室の保健師やリハビリテーション職を派遣し、健康寿命の延長に不可欠な生活習慣病予防や認知症予防の重要さを伝えるための指導を継続していく。（従来のサロン等へのパッケージもの、「体力測定・元気脳測定・口腔機能低下予防」は引き続き依頼があれば実施する。）

（事業実施内容）

（１）参加者の運動前後のバイタルチェック

（２）健康寿命延長に関する講話

（３）健康体操の実施

（４）参加者に応じた自宅課題の調整と実践の確認など

（参加者負担）

本事業にかかる参加者負担は無料とする。飲食代や部屋の光熱費などは各サロンの規定の通りとする。

（安全管理）

（１）事業の開催にあたっては、別添「箕面市運動器の機能向上事業マニュアル」に記載した安全衛生管理の項に従うこと。また、安全管理マニュアルを整備し、各サロンや老人クラブとは共通理解をしておくこと。

（２）事故防止のため、十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対処できるよう、事故発生時対応マニュアルを作成すること。

（実施報告）

　以下の実施報告を提出するものとする。

（１）各回１週間以内に事業の実施報告

（２）運動継続の実態など参加者の状況や、各サロンや老人クラブの参加者との検討内容や課題抽出内容など箕面市が指定した様式の電子ファイルで年度内に提出すること。

（事故等の責任）

　原則的には参加者の自己責任とするが、受託事業者の責任によって生じた参加者者及び施設等の損害（事故によるけが等）と考えられる場合については、受託事業者が賠償すること。

3. 業務の遂行にあたっての留意点

（１）受託者は、本事業において遵守すべき法令等を考慮し、得た情報や検討経緯を踏まえ、市と事前に十分な協議を行った上で、業務を遂行する。

（２）受託者は本業務に必要な資料の収集を行うものとし、必要に応じて関係機関と協議を行うものとし、それらについて市は必要な協力を行う。

（３）受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と打合せ（２回程度）を行うものとし、仕様書の定めのない事項について疑義が生じた場合は、随時打合せを行う。また、その内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、その都度市の承認を得るものとする。

4. 業務期間

契約締結の日から平成28 年3 月31 日まで

5. 提出書類

受託者は、本業務の遂行において、下記の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、市の承認を受けなけれ

ばならない。

（１）各回１週間以内に事業の実施報告

（２）運動継続の実態など参加者の状況や、各サロンや老人クラブの参加者との検討内容や課題抽出内容など箕面市が指定した様式の電子ファイルで年度末までにまとめて提出すること。

6. 成果品

成果品は、報告書及びそれを記録した電子媒体（ＣＤ）一式とする。

7. 成果品の審査及び引渡し

受託者は、本業務完了時に市の審査を受けなければならない、本業務の審査に合格

後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の完了とする。

8. その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については

市と協議の上これを決定する。